

□特別養護老人ホーム □短期入所センター（介護保険・介護予防） □デイサービスセンター（介護保険・介護予防・元気デイ・筋力向上トレーニング） □訪問介護センター（介護保険・介護予防） □訪問入浴介護センター（介護保険・介護予防・身体障害者等入浴） □居宅介護支援事務所 □在宅介護支援センター（輪島市地域包括支援センター事業） □配食サービス □地域支援事業

サービス利用者
・施設入所されて
いる皆さまへ

平成27年8月1日から

介護保険の費用負担が変わります

高齢化が進む中で制度を維持するために必要な見直しです。
費用負担の見直しと合わせて、在宅医療と介護の連携や、認知症の
方が地域で暮らし続けられるようにするための施策も進めます。

①負担割合が変わります

一定以上所得のある方は、
介護サービスを利用した時の
負担割合が1割から2割
になります。

- ・収入が年金のみの場合は年収280万円以上の方が、年金収入以外がある場合は合計所得金額が160万円以上の方が対象になります。
- ・ただし、同一世帯の65歳以上の方の所得が低い場合などは、1割負担になることがあります。
- ・65歳未満の方及び市区町村民税を課税されていない方は対象外です。

介護保険負担割合証が
市区町村から交付される
ので、被保険者証と
併せてサービス
利用時に提出して
ください。

③食費・部屋代の負担軽減の 基準が変わります

食費・部屋代（室料＋光熱水費）の
負担軽減を受けられる方が、
非課税世帯の中の預貯金などの
少ない方に限定されます。

- ・非課税世帯の方とは、世帯全員が市区町村民税を課税されていない方を指します。
- ・預貯金など（現金、有価証券なども含む。）を、配偶者がいる方は合計2,000万円超、いない方は1,000万円超お持ちの場合には、軽減の対象外になります。
- ・また、配偶者が市区町村民税を課税されている場合には、世帯が分かれていても対象外になります。

市区町村への
申請の際に、通帳の
写しなどの提出が
必要になります。

②負担上限が変わります

世帯内に現役世代並の
所得がある高齢者がいる
場合、月々の負担の上限が
37,200円から44,400円に
なります。

- ・市区町村民税の課税所得145万円以上の方がいる場合に対象になります。
- ・この水準に該当しても、同一世帯内に65歳以上の方が1人の場合はその方の収入が383万円、2人以上いる場合は収入合計額が520万円に達しない場合には、申請により、37,200円になります。

市区町村への
申請が必要に
なります。

④部屋代の負担が変わります

特別養護老人ホームの相部屋
（多床室）に入所する課税世帯
の方等は、室料相当の額を
負担していただくことになります。

- ・食費・部屋代の負担軽減を受けていない方が対象になります。
（世帯全員が市区町村民税を課税されていない方で、引き続き食費・部屋代の負担軽減を受ける方の相部屋代は変わりません。）
- ・具体的な相部屋代のご負担額は、各施設にお問い合わせください。

ご不明な点は、お住まいの市区町村の
介護保険担当にお尋ねください。

厚生労働省

平成27年8月1日から、利用料が変更されますので、ご案内致します。
資料は厚生労働省からのものです。ご不明な点は、お住まいの市区町村の介護保険担当にお尋ねください。

平成27年
8月から

食費・部屋代の負担軽減の 基準が変わります

- 介護保険 3 施設（介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設）やショートステイを利用する方の食費・部屋代については、ご本人による負担が原則ですが、低所得の方については、食費・部屋代の負担軽減を行っています。
- 在宅で暮らす方や保険料を負担する方との公平性を更に高めるため、食費・部屋代については、一定額以上の預貯金等の資産をお持ちの方等にはご自身でご負担いただくよう、基準の見直しを行います。

Q どんな改正が行われるのですか？

A これまでは、負担軽減の申請をいただいた後、本人及び同一世帯の方の前年の所得を基に対象となるか判断していましたが、平成 27 年 8 月からは、以下の取扱いを追加します。

① **配偶者が市区町村民税を課税されているかどうかを確認し、課税されている場合には負担軽減の対象外とする（世帯が同じかどうかは問わない）**

② **預貯金等の金額を確認し、次の基準額を超える場合には負担軽減の対象外とする**

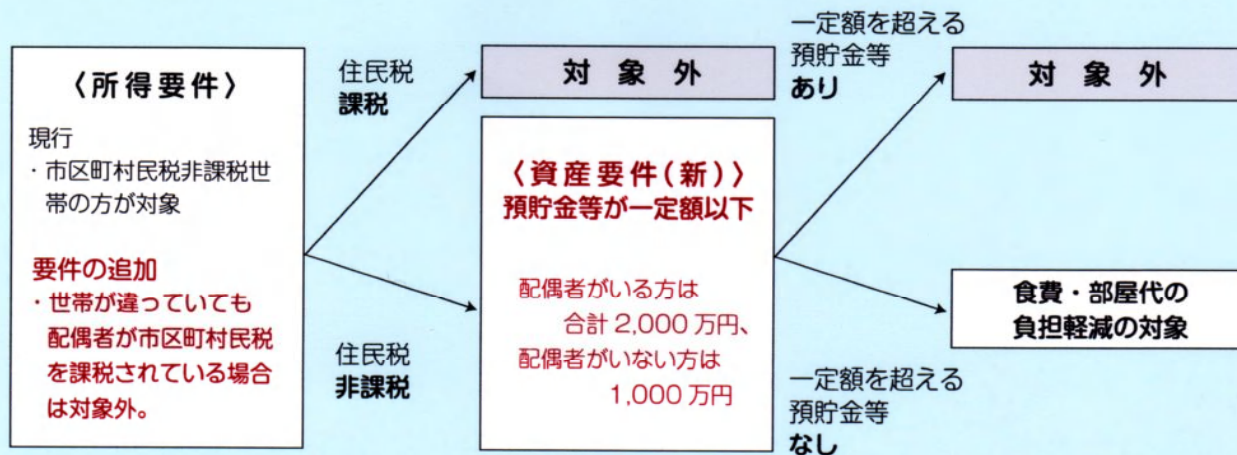
配偶者がいる方：合計 2,000 万円

配偶者がいない方：1,000 万円

なお、①または②に該当して負担軽減の対象外となった方でも、その後該当しなくなった場合には、その時点から申請すれば負担軽減の対象となります。

※ 預貯金等の額の基準は、入居期間が比較的長い特別養護老人ホームの入居期間の実態や施設入所にかかる費用等を考慮して設定しています。

〈食費・部屋代の負担軽減 対象者の判定の流れ〉



Q 「預貯金等」にはどのようなものが含まれますか。また、どのように確認するのでしょうか。

A 以下の表のとおりです。

※ 申請に当たっては通帳の写し等の提出をお願いします。

預貯金等に含まれるもの (資産性があり、換金性が高く、 価格評価が容易なものが対象)	確認方法 (価格評価を確認できる書類の入手 が容易なものは添付を求めます)
預貯金 (普通・定期)	通帳の写し (インターネットバンクであれば口座残高ページの写し)
有価証券 (株式・国債・地方債・社債など)	証券会社や銀行の口座残高の写し (ウェブサイトの写し也可)
金・銀 (積立購入を含む) など、購入先の口座残高に よって時価評価額が容易に把握できる貴金属	購入先の口座残高の写し (ウェブサイトの写し也可)
投資信託	銀行、信託銀行、証券会社等の口座残高の写し (ウェブサイトの写し也可)
タンス預金 (現金)	自己申告

負債 (借入金・住宅ローンなど)
は、預貯金等から差し引いて
計算します。(借用証書などで
確認) また、価格評価は、申
請日の直近 2 カ月以内の写し
等により行います。

※ 預貯金等に含まれないもの
・ 生命保険、自動車、腕時計、
宝石など時価評価額の把握
が難しい貴金属など
・ 絵画、骨董品、家財など

! 預貯金等及び配偶者の所得については、市区町村の窓口への申告が必要になります。

! 市区町村は必要に応じて銀行等に口座情報の照会を行います。また、不正に負担軽減を受
けた場合には、それまでに受けた負担軽減額に加え最大 2 倍の加算金 (負担軽減額と併せ最
大 3 倍の額) の納付を求めることがあります

Q なぜ配偶者の所得を勘案するのですか？

A 配偶者間では、民法上も、他のご親族以上に家計を支え合うことが求められていることから、
配偶者の方が市区町村民税を課税されている場合には、食費・部屋代をご負担いただくこと
としています。

Q 判定方法の見直しにより、食費・部屋代を負担すると生活が非常に苦しくなるのですが…

A 次の要件の全てに該当する第 4 段階の方は、市区町村に申請することで、第 3 段階 (以下
の表を参照) の負担軽減を受けることができます。

- ・ 2 人以上の世帯の方
- ・ 世帯の年間収入から施設の利用者負担 (介護サービスの利用者負担、食費・部屋代) の見
込額を除いた額が 80 万円以下
- ・ 世帯の現金、預貯金等の額が合計 450 万円以下 等

(参考) 利用者負担段階と負担限度額

利用者 負担段階	対 象 者	負担限度額（日額）			
		部屋代		食費	
第 1 段階	・ 世帯の全員が市区町村民税を課税されていない方で 老齢福祉年金を受給されている方 ・ 生活保護等を受給されている方	多床室	0 円	300 円	
		従来型個室	（特養等）		320 円
			（老健・療養等）		490 円
		ユニット型準個室	490 円		
		ユニット型個室	820 円		
第 2 段階	・ 世帯の全員が市区町村民税を課税されていない方で 合計所得金額と公的年金等収入額の合計が年間 80 万円以下の方	多床室	370 円	390 円	
		従来型個室	（特養等）		420 円
			（老健・療養等）		490 円
		ユニット型準個室	490 円		
		ユニット型個室	820 円		
第 3 段階	・ 世帯の全員が市区町村民税を課税されていない方で 上記第 2 段階以外の方	多床室	370 円	650 円	
		従来型個室	（特養等）		820 円
			（老健・療養等）		1,310 円
		ユニット型準個室	1,310 円		
		ユニット型個室	1,310 円		
第 4 段階	・ 上記以外の方	負担限度額なし			

思 い 出 の ア ル バ ム



7月7日（火曜日）輪島市立三井小学校 体育館で行われた七夕まつりの写真です

皆さん楽しそうでした。

■物故者法要（7月25日）、盆踊りとお祭りの夕べ（8月4日）の行事参加をお願いします。

社会福祉法人 輪島市福祉会の基本理念

尊厳・共生・向上

私たちは、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、地域社会と共に自立した生活を営むことができるように支援します。

私たちは、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上及び事業経営の透明性の確保を図ります。

〒929-2378 輪島市三井町小泉上野 2 番地 ☎(0768) 26-1661 FAX (0768) 26-1751

E-mail: atenoki@skyblue.ocn.ne.jp HP アドレス: <http://www.amusewajima.gr.jp/atenokien/>